

2 竹原市の文化遺産—史料の翻刻

川西優帆・鈴木詩織・松岡茉陽琉

1. 神明祭に関する史料

本報告では、広島県竹原市において実施した2020年度文化遺産フィールド実習で調査した古文書ならびに建築資料の翻刻を紹介する。

まず、鈴木は、本実習において、竹原市で行われている住吉まつりと年中行事の歴史について調査した。

竹原市では年中行事として正月に神明のまつりが行われている。現在でも旧正月の時期に上市地区で行われており、様々な飾りが付いた「神明さん」を作成し、上市公園などの広い場所で立て飾り、燃やすという。竹原では約8カ所で行われているが、下市地区では行っておらず上市地区で行っている。8カ所のそれぞれで神明さんの形が異なっている。自治会が中心になって行うものであり、1つのものに100人ほどの人々が参加する大きなイベントになっている。神明には女神明と男神明があるのだが、上市のものは女神明であるという。最後にはしめ縄や鏡もちのような正月飾りとともにすべて燃やす。また、現在は人手不足や電線の問題から行うことはできないが、数十年前までは通りで神明の飾りを引っ張って移動させていたという。

その神明祭について、文政2年に書かれた「国郡志御用ニ付下調書出帳」に記述（史料1）がある。槇の木4本に真木真竹を結び立て町中12ヶ所に造り飾ったことや準備から当日までの作法や祭りの起源（万治（1658～1661）末期から寛文年間（1661～1673）の頃に始め

史料1 「国郡志御用ニ付下調書出帳」竹原下市村「風俗」
神明祭の記述〔西村・渡辺編 1966: 131-132〕

他所にて左義長と申、当所にてハ神明と唱へ申候、槇の木 四本
ニ、真木真竹を結立、町中拾式ヶ所造り申候、十二日木 迎とて
町々其年之当番多人数在方江參、竹木持帰り申候、 十三日組々
之者、寄集り造り立申候二年始ニ遣ひ候注連餅之 類を用ひ申候、
頭ニ大成扇を立テ、下ニ大小之輪を附、人々 思ひ々々之細工物、
女子ハ縫初とて、宝袋玉つさの類相整ひ献 し申候、年始棚飴之
紙者幣ニ切、鳳尾草、橙、串柿之類遣ひ 仕立申候、十四日神明
之前ニ、兼而取置ニ致居候小さき屋 台を立、神前を鏝、氏宮神
主方御祓を納メ、鎮火之祈禱仕候、古来方鎮火之為此神明を祭候
儀ニ御座候、鏡餅御酒其外町内人々、其産業之品を作り物ニ仕献
シ申候、夜分火を多く燈し、參詣之人夥敷御座候、十五日朝蓬菜
三宝の米を小豆粥ニ炊、神ニ供シ、大根かぶらを味噌汁ニ炊、た
へ申候、九つ時過右之飯屋台を解き払、其組々之例ニよつて、町
端或ハ浜側江持出し申候、大造成物故壺本ニ多人数かゝり、太鞍
を打立、賑ひはやし申候、末ハ横ニ倒し解払申候、当所ニハ火を
かけ候儀ハ不仕候、万治之末寛文年之頃より、是を造始メ候よし、
古老之申伝ニ御座候、

史料2 「神明の長さ規制」〔文政六年「竹原町覚書」〕（竹原書院図書館所蔵、S1-112）

態申達ス

一 鎮火祭ニ付、神明卷立候儀先年より無何と止候、大造ニ相成り畢竟何之弁も無之、若輩之者とも花美を相好ミ候而、町内ニ寄り不慮之心遣候有之、前後を不弁不埒至極之事ニ候、当年方以来惣長サ十間限ニ申付候条、此旨被相心得当番之者不及申ニ引請丁内限り、五人組□不洩様綿実ニ可被申訳候、万一心得違何角申者有之候ハ、其段可被申出候、勿論兎哉角不沙汰之風聞いたし候者有之候ハ、承次第遂吟味曲事可申付候事

但神明立候共近所之者ニテ、別而右之趣存被申訳十間之尺ニ不過候様心ヲ付可申、心得違何角与申者有之候ハ、其当番組々ニ早速引請丁役中へ願出可申候、已上

丑正月

町役人

六町 丁役中

史料3 「左義長・神明儉約触」〔文久三年亥正月吉日「竹原町覚書」〕（竹原書院図書館所蔵、S1-152）

態触廻

一 左義長之儀ハ神事始め殊ニ鎮火祭之事故、古来方仕馴ニ有之候へ共、去ル戌の春及御聞被為在、以来成丈ケ小体ニ卷立候様被為仰付、委細其節相示シ一統承知之義候所、兎角長間を相好候趣ニ相聞甚不相濟義、此○合万事質素ニ取斗可申候事

一 御儉約筋之儀ハ兼而一統承知之通ニ候間、御棚筋等に至迄不都合之儀無之様、神明当家之者篤斗相心得、木柄寸尺数卷立間数、左之通成丈ケ小体卷立可申事

一 神明卷立間数六間ニ限り候事

但シ直木四間半ウミ竹沓間半、都合六間ニ卷立候事

一 神明木買入之儀ハ惣辻一手ニ買入代銀割賦之事

附り古屋口迄ハ山所之者ニ持出させ出揃之上見分いたし、古材木鬩入配当之事

一 来る十二日昼迄に鬩入相済セ、六町并古屋口より木迎候いたし、十三日朝四ツ時迄ニ卷立候事

附り立会之節飲食相止メ、都而諸人用相減候様急度取斗可申候事

一 御神灯之儀例歳之通取斗可然事

一 十四日夕より参詣いたし候事

一 十五日八ツ時はやく仕舞の事

一 喧嘩口論致候族有之候へハ、理非に不抱双方共失庭ニ囲留取斗、追而沙汰ニ可及之事

一 神明諸人用約り方等例歳当家中万事引受取斗有之候へ共、丁柄ニ寄候而ハ不締り之義、有之歟ニ相聞へ、甚不埒之事に候、万事取縮人用方相減シ可申候事

附り若者共勇氣ニ任せ、自然当家中差図肯ひ不申者に候ハ、其段申可出候、柄ニ寄急度其沙汰ニ可及候事

一 若者左義長神明前条之廉ニ篤斗承知罷在、市中一統参詣之節過美の衣類ハ素方髪髻に至ル迄、御儉約急度相守聊心得違致間敷為其触廻し候以上

亥正月

町役人

町中

<p>史料4 「覚」〔文久三年亥正月吉日「竹原町覚書」 （竹原書院図書館所蔵、S1-152）〕</p> <p>覚</p> <p>一 雑木九拾壹本 神明十三ヶ所入用</p> <p>右ハ町中神明従先年仕来入用木ニ御座候間、無相違御通可被 下候、為其如此御座候、以上</p> <p>亥正月 庄屋 作平</p> <p>同 喜四郎</p> <p>同見習 正作</p> <p>古屋口</p> <p>御十物所</p> <p>注…□〓虫損</p>

られた)などが書かれている。また、文政6年「竹原町覚書」の触には、神明祭においてそれまで神明がかなり大きく作られるようになっており、また若者が華美な様子で勝手をしているため、今後は神明の長さを10間(約18m)に制限するということが書かれている(史料2)。文久3年(1863)「竹原町覚書」にも、神明祭についての儉約の触が書かれている(史料3・4)。これらの神明祭に関する記述を見てみると、まずどの史料にも「鎮火」の儀として神明祭を行っていることが分かる。

このように竹原市が所蔵する史料からは、儉約の対象となりながらも、地元の行事として神明祭が継承されてきた経緯を知ることができる。

参考文献

西村嘉助、渡辺則文編 1966『竹原市史』第3巻史料編1 竹原市役所

2. 胡堂に関する資料

川西・松岡は、竹原地区の商家が立ち並ぶ上市本町通りの北端に位置する胡堂を調査し、享保2年(1724)(図1)と文政2年(1819)(図2・3)の本堂建設に関わる棟札計3枚を確認した。ここでは、その翻刻を紹介する。なお、現在の胡堂は文政2年に再建されたものと判断される。

文政二年 (1819) 惠美須社本殿上棟札 (総高1515・肩高1488・上幅264・下幅275・厚み10/檜・板目・台鉋)

〈裏〉 文政二己卯冬十月五日

棟梁大工 有田和平棟廣
奉惠美須社本殿上棟札 神主從五位下唐崎若狭介藤原朝臣隆好代
同 有田小太郎有房

〈表〉

延宝九年辛酉再興 年寄 吉井半三郎 組頭 越智平八郎 長サ五尺幅一尺三寸
享保九年甲辰再興 願主 日下部尤衛門 齊藤友太郎 厚サ壹寸
安永五年申玉殿再興 庄屋 伊藤勘兵衛
文政二年己卯再興 同 五九久



図2 文政2年本殿上棟札

享保九年 (1724) 惠美須社上棟札 (総高963・肩高940・上幅246・下幅245・厚み10/檜・板目・台鉋)

〈表〉

享保九年甲辰十月二十日 神主 唐崎織部信通代
惠美須社上棟札 棟梁大工 有田喜三郎

〈裏〉

年寄 塩谷嘉左衛門 庄屋 櫻屋保右衛門
吉井半三郎
賀茂郡竹原上市町入口 願主 当町中氏子中
堺屋 助七 小槌屋
組頭 増田屋 平四郎 普請肝煎 茂左衛門
角屋 正三郎 久井屋
林屋 與市 九郎兵衛



図1 享保9年上棟札

文政二年 (1819) 棟札 (高さ240・幅785・厚み10 檜・板目・台鉋)

〈表〉 文政二
己卯十月吉日

〈裏〉
大工棟梁
有田和平棟廣
有田小太郎直房

有田儀平棟吉
松本忠七久方
元屋元三郎
小玉万藏
三藤新作棟乘
木村弁藏棟久
奈木弥吉直義
得能忠平重棟
有田亀藏棟元
福田村
藤木富藏棟森
同 富三郎棟貞
同 角藏棟信
新庄 高橋政平
三嶋 板坂平四郎廣高
不賀 横山万兵衛
志里飛 卯平
大崎高橋 菊藏
石工 卯助
同 万藏
急ば味吞屋 嘉七
同 新町 幸吉
さくて 福本忠兵衛
同 新藏
同 弥平

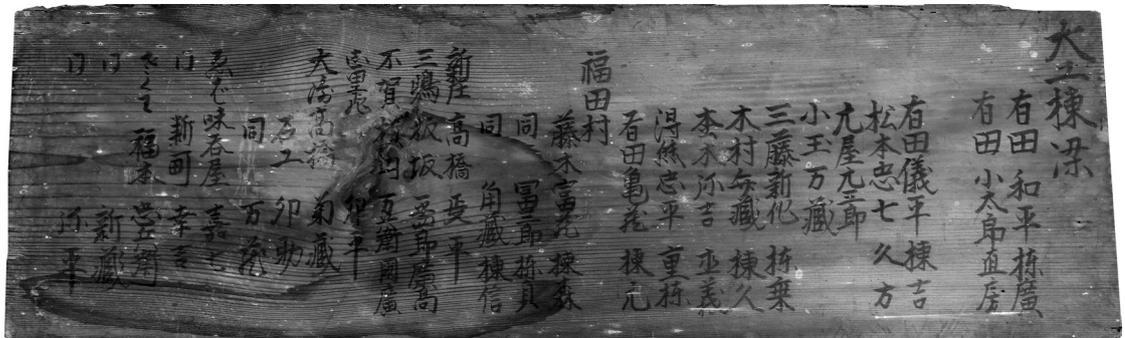


図3 文政2年棟札